

9. 住 宅

住宅設備改善費の助成

身 知

既存住宅（新築・増築の場合は対象となりません）の浴室や玄関、台所などを障がいに適するように改善するための費用や、天井走行式移動リフト・環境制御装置等の購入費用を、それぞれの限度額内で所得に応じて助成します。なお、所得制限額を超える場合はご利用できません。

住宅改善各制度一覧

対象となる工事・設備	助成対象経費の上限額	利用できる方（在宅で次に該当する方）
既存住宅の 浴室、便所、玄関、台所、 廊下等の改善工事	80 万円	ア 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方 イ 知能指数 35 以下の方 ウ 身体障害者手帳 3 級でかつ知能指数が 50 以下の方
天井走行式移動リフト、 階段昇降機、段差解消機 （機器の価格のみ）	100 万円	下肢又は体幹機能障害の 1 級又は 2 級で、移動が困難である 3 歳以上 65 歳未満の方
環境制御装置 （機器の価格のみ）	60 万円	肢体不自由の 1 級又は 2 級の身体障がい者であって、上肢及び下肢の障がいがある 18 歳以上の方

※ 助成対象経費の上限額内での自己負担率は、所得により 0、1/4、1/3、1/2 となっていますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

手 続 き

手帳・見積書・工事箇所の見取図など

※工事前・購入前に手続きが必要です。

※障がいの状況と工事の必要性に関連があることが条件となりますので、それを確認するための書類（主治医の意見書等）の提出をお願いする場合があります。

※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

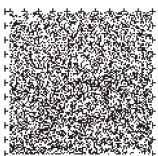
窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

※介護保険対象者で、介護保険制度の住宅改修と本制度を併用する場合は、必ず事前に窓口へご相談ください。

<参考> 日常生活用具における「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」

対象となる工事等	助成対象経費の上限額	利用できる方（在宅で次に該当する方）
比較的小規模な改修工事 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 床又は通路面の材料の変更 ④ 扉の引き戸等への取替え ⑤ 洋式便器等への便器取替え ⑥ ①～⑤の各工事に付帯する工事	20 万円 ※所得によって 1 割の自己負担があります	① 6 歳以上の下肢又は体幹機能障害の 1 級～3 級の方 ② 6 歳以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1 級～3 級（移動機能障害に限る）の方 ③ 6 歳以上の下肢又は体幹が不自由な難病等の方 ※所得制限があります



バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額

身 知 精

新築から10年以上を経過した、一定の面積要件を満たす住宅で、令和13年3月31日までに下記のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋にかかる固定資産税の3分の1に相当する額(居住面積100㎡まで)が申告により減額されます。

※すでにこの減額の適用を受けたことのある家屋は対象になりません。

対象となる
改修工事
(右記1を満たす、2①～⑧の工事)
手 続 き

- 1 バリアフリー改修工事費の補助金等を除く自己負担額が50万円を超える
- 2 ①廊下又は出入り口の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良
④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差解消
⑦出入り口の戸の改良 ⑧床の滑り止め化

改修後3か月以内に、「高齢者等居住改修(バリアフリー改修)住宅申告書」に居住者の要件を確認できる書類(介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し)、工事の内容、金額を証する書類を添付し市へ申告してください。

詳細な内容については、窓口にお問い合わせください。

窓 口

資産税課家屋評価第1班(市役所第2別館2階)
電 話 (042)769-8224 F A X (042)757-8108



住宅改修相談

身 知 精

高齢の方や身体に障がいがあり、日常の暮らしや介護に不自由があるため、手すりの取り付けや段差解消などにより、安全で暮らしやすい住宅に改善することを検討されている方の相談をお受けします。

相 談 窓 口

中央高齢・障害者相談課(ウェルネスさがみはらA館1階) 電話(042)769-8349
また、次の各課でも出張による相談をお受けします。

緑高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター

津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター

藤野福祉相談センター、南高齢・障害者相談課

予 約 受 付

中央高齢・障害者相談課(ウェルネスさがみはらA館1階) 電話(042)769-8349

市営・県営住宅の入居優遇

身 知 精

抽選にあたり優遇制度があります。ただし、県営住宅の単身者向住宅には障がい者の優遇はありません。

利用できる方

市営・県営住宅の申込資格があり、申込者又は申込者と同居しようとする親族の方が、次のいずれかの場合

- ① 身体障害者手帳1級から4級までの方
- ② A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方(県営住宅のみ1～3級の方も該当)
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方
(県営住宅のみ)⑤ 精神に障がいのある方で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障がいのある方でこれと同等の証書を交付されている方

窓 口

市営住宅について：

住宅課(市役所第1別館2階)

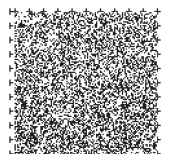
電 話 (042)769-8256

県営住宅について：

一般社団法人かながわ土地建物保全協会公営住宅課

〒231-8613 横浜市中区日本大通33 県住宅供給公社ビル7階

電 話 (045)201-3673 F A X (045)201-8405



県営住宅家賃の減免

身 知 精

利用できる方	県営住宅の入居者のうち、世帯の所得月額（障害年金等の非課税所得を含む）が一定額以下で、身体障害者手帳１級から４級までの方又は重度、中度の知的・精神障がい者の方
窓 口	株式会社東急コミュニティー相模原サービスセンター 電話(046)256-1560

あんしん賃貸支援事業

身 知 精

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居をサポートする神奈川県居住支援協議会の事業です。家賃や所在地などの情報については「かながわあんしん賃貸住宅検索システム」から閲覧することができます。また、住まい探しをお手伝いいただける「協力不動産店」を探すこともできます。

利用できる方	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方
U R L	http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/index.html (かながわあんしん賃貸住宅検索システム)
相談窓口	住宅課（市役所第１別館２階） 電話(042)769-9817



セーフティネット住宅

身 知 精

法律に基づき、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、一定の基準を満たし登録された民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」といいます。セーフティネット住宅の情報については、以下のサイトから閲覧することができます。

U R L	https://www.safetynet-jutaku.jp (セーフティネット住宅情報提供システム)
相談窓口	住宅課（市役所第１別館２階） 電話(042)769-9817

